

美瑛町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

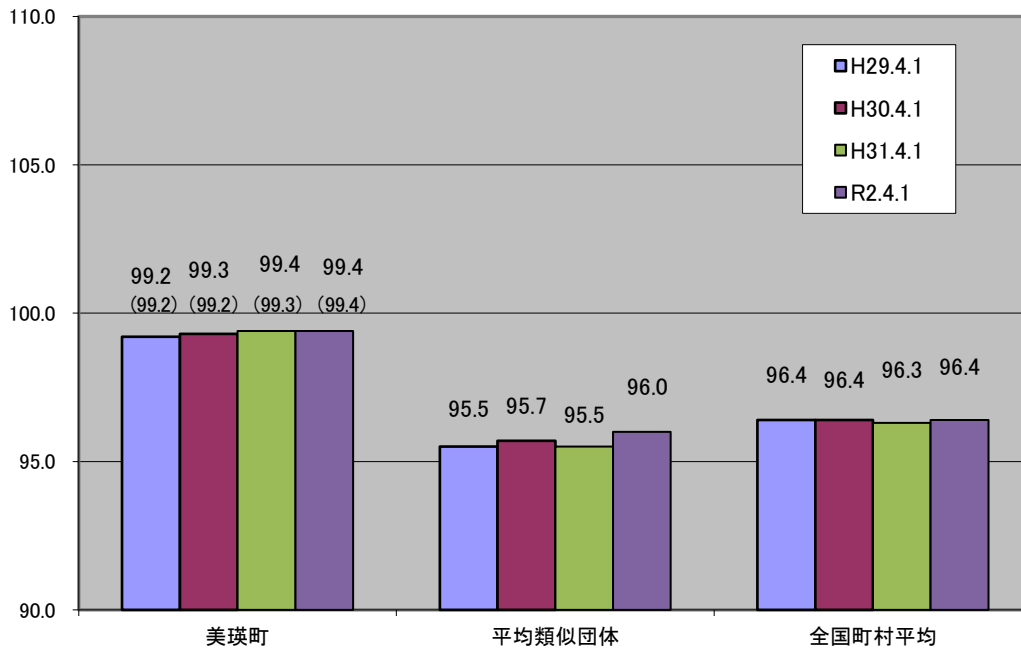
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
元年度	人 9,912	千円 11,298,221	千円 230,521	千円 1,311,788	% 11.6	% 11.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B/A	(参考) 類似団体平均1 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
元年度	人 145	千円 476,418	千円 146,817	千円 196,569	千円 819,804	千円 5,654	千円 5,638

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成31年4月1日現在の職員数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
2年度	円 408,704	千円 408,868	円 ▲164 (▲0.04%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレースに比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
2年度	月 4.46	月 4.50	月 ▲0.04	月 ▲0.05	月 4.45	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの)経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準100分の20、美瑛町100分の20(東京都特別区)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	38.2 歳	291,000 円	340,186 円	327,788 円
北海道	43.2 歳	321,400 円	389,524 円	363,672 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.2 歳	300,607 円	345,008 円	330,475 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	42.6	1	247,600 円	249,600 円	249,600 円
北海道	55.4	172	318,800 円	343,592 円	335,702 円
国	50.9	2,319	287,283 円	—	328,862 円
類似団体	51.2	3	287,903 円	310,449 円	302,667 円

③ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	38.7 歳	304,000 円	423,321 円	327,600 円
都道府県	42.8 歳	315,019 円	390,782 円	357,309 円
国	42.8 歳	358,234 円	—	435,038 円
類似団体	38.6 歳	282,749 円	342,549 円	307,289 円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	41.9 歳	292,000 円	321,445 円	320,800 円
都道府県	41.0 歳	319,842 円	413,472 円	355,326 円
国	43.4 歳	333,957 円	—	385,247 円
類似団体	39.9 歳	273,842 円	305,678 円	290,535 円

④ 医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	57.7 歳	946,000 円	1,116,271 円	1,116,271 円
都道府県	44.3 歳	453,477 円	949,845 円	824,164 円
国	52.4 歳	506,994 円	—	846,285 円
類似団体	52.5 歳	844,819 円	1,492,748 円	1,012,710 円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美瑛町	42.3 歳	314,000 円	347,837 円	347,385 円
都道府県	40.9 歳	312,857 円	410,928 円	353,965 円
国	47.3 歳	317,928 円	—	355,144 円
類似団体	43.1 歳	305,294 円	350,860 円	323,124 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

		美瑛町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円

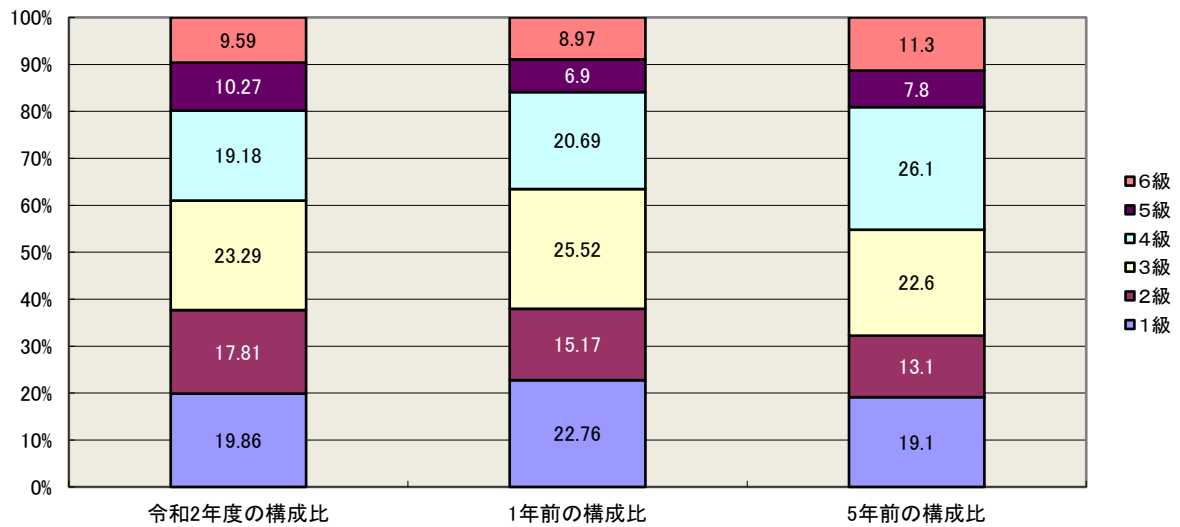
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

		経験年数 10~14 年	経験年数 15~19 年	経験年数 20~24 年	経験年数 25~29 年
一般行政職	大 学 卒	286,500 円	316,400 円	361,500 円	390,200 円
	高 校 卒	273,100 円	293,700 円	326,000 円	362,400 円

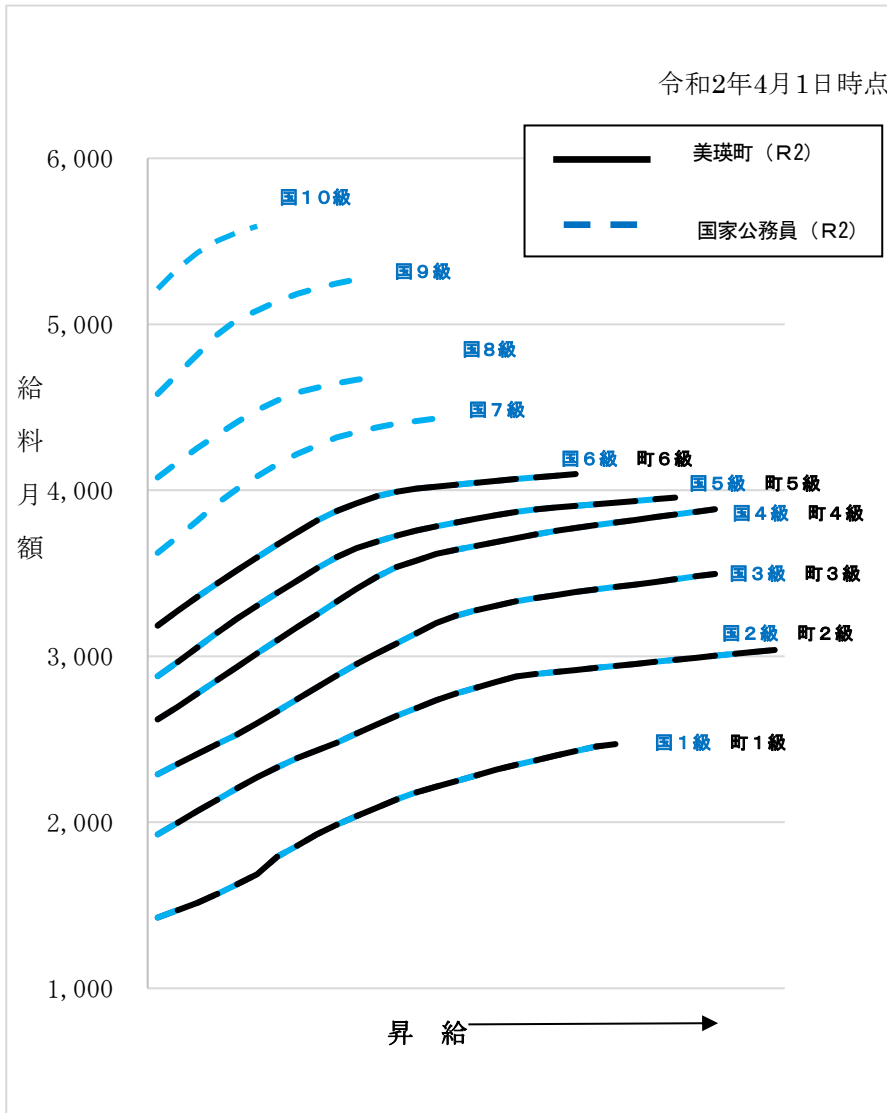
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長・局長	14	9.59%	319,200 円	410,200 円
5級	参事・課長補佐	15	10.27%	289,700 円	396,000 円
4級	課長補佐・次長・係長	28	19.18%	264,200 円	389,000 円
3級	係長・主任	34	23.29%	231,500 円	350,000 円
2級	主事	26	17.81%	195,500 円	304,200 円
1級	主事・主事補	29	19.86%	146,100 円	247,600 円



(2) 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用	美瑛町	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美 瑛 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,356千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,579千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和2年度中における運用	美瑛町	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

(2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

美 瑛 町			国		
勤続年数	自己都合	応募認定・定年	勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	92千円	16,246千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (元年度決算)		270 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)		270 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		普通会計において該当なし	
支給職員1人あたり平均支給年額（令和元年度決算）			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）			
手当の種類（手当数）		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護業務手当	看護師	町立病院に勤務し、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる1回の看護の業務に従事したとき	時間帯等に応じて1回1,600円～7,300円
緊急呼出手当	診療放射線技師 臨床検査技師	町立病院に勤務し、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け、患者の緊急検査業務に従事したとき	1回につき1,500円
防疫等作業手当	医師 看護師	新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に、職員が従事したとき	1日につき3,000円～4,000円

(5) 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績（平成30年度決算）	34,900,683円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成30年度決算）	303,484円
支給実績（令和元年度決算）	37,354,456円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和元年度決算）	330,570円

(6) その他の手当（普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	支給実績 (令和元年度決算)	支給一人あたり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ※特定期間にある子 1人 5,000円加算	同じ	16,567千円	223,872円
住居手当	・借家の場合（家賃が月額12,000円を超える者に限る）家賃の金額に応じて、27,000円を限度に支給 ・自己所有住宅の場合 7,000円	異なる 自宅所有の場合なし	19,533千円	175,974円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道2km以上で距離に応じて支給	同じ	626千円	62,560円
宿日直手当	・宿日直勤務1回につき 4,200円 5時間以内の勤務 2,100円 ・町立病院における宿日直勤務は別規定	同じ	0千円	0円
管理職手当	・課長 52,000円/月 ・参事 42,000円/月 ・課長補佐職 32,000円/月	異なる 支給割合	19,774千円	429,861円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000円/月 ・課長補佐職等 4,000円/月 ・6時間超の場合は150/100を乗じて得た額	異なる 支給額区分	1,396千円	46,533円
寒冷地手当	・世帯主である職員 扶養家族のある職員 26,380円 扶養家族のない職員 14,580円 ・その他の職員 10,340円 (ただし、寒冷地手当に関する経過措置あり。毎年11月から翌年3月までの間で支給)	同じ	13,526千円	97,309円

※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		報 酬 月 額 等		
給 料	町長	810,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	640,000 円	860,000 円 / 525,000 円 700,000 円 / 471,000 円	
報 酬	議長	300,000 円	400,000 円 / 230,000 円	
	副議長	240,000 円	314,000 円 / 182,000 円	
	議員	200,000 円	290,000 円 / 155,800 円	
期 末 手 当	町長	(令和元年度支給割合)		
	副町長	4.5 月分 (役職加算 15%)		
退 職 手 当	議長	(令和元年度支給割合)		
	副議長 議員	4.5 月分 (役職加算 15%)		
退 職 手 当	町長	(算定方式) 退職期の報酬月額×支給割合×在職期間	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×5.126×在職期間	16,608 千円	任期毎に支給
退 職 手 当	町長	給料月額×3.234×在職期間	8,279 千円	任期毎に支給
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の報酬月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

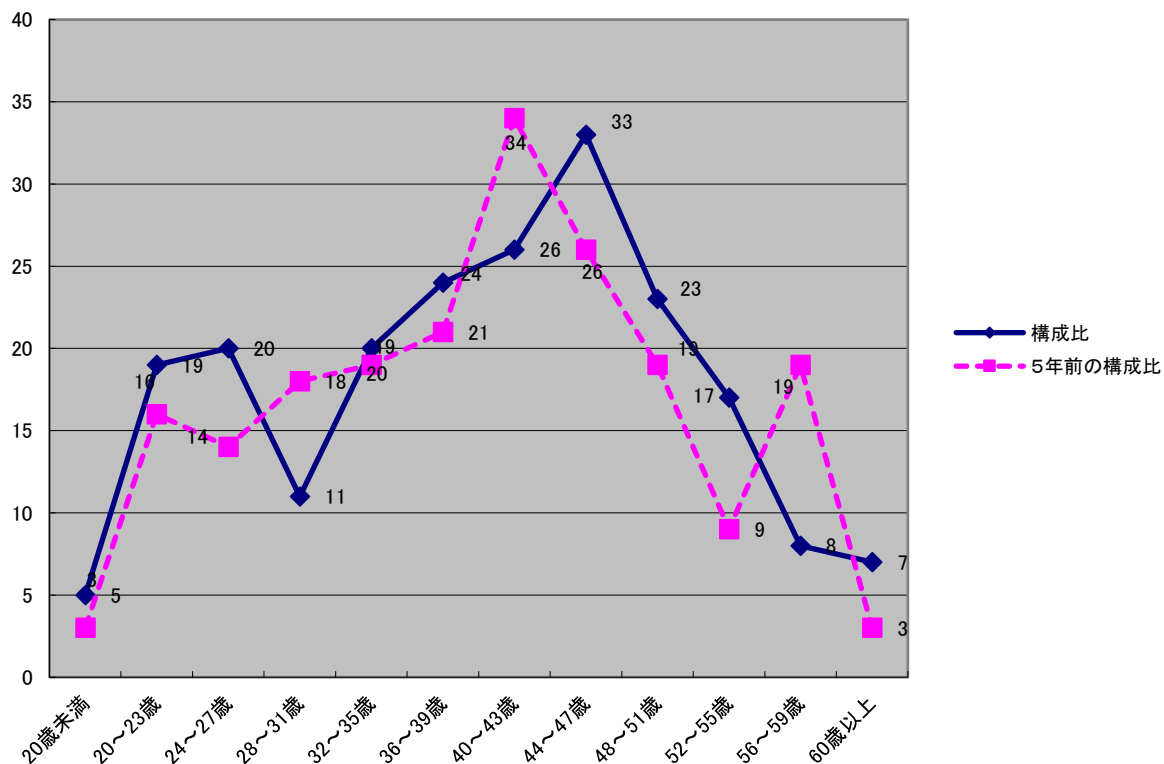
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会 総務	3 28	3 32	4	室新設(3)、会計出納欠員補充(1)
		税務	11	9	▲2	業務見直し(▲2)
		農林水産	18	15	▲3	業務統廃合(▲2)
		商工	11	8	▲3	業務移行(▲3)
		土木	17	17		土木部門配置減(▲1)
		民生	20	21	1	業務移行(▲1)、室新設(2)
		衛生	14	15	1	保健センター配置増(1)
	計	122	120	▲2	〈参考〉 人口1万当たり職員数 121.43人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 131.28人)	
	教育部門	23	26	3	図書館欠員補充(1)業務移行(2)	
	小 計	145	146	1	〈参考〉 人口1万当たり職員数 147.74人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 156.84人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	61	62	1	看護部門欠員補充(1)	
	水道	3	3			
	下水道	2	2			
	その他	0	0			
	小 計	66	67	1		
合 計		211 〔277〕	213 〔277〕	2 〔 〕	〈参考〉 人口1万当たり職員数 215.54人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	19	20	11	20	24	26	33	23	17	8	7	213

(3) 職員数の推移

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	122	126	124	122	120	▲2 (▲1.6%)
教育	19	19	20	23	26	7 (36.8%)
普通会計	141	145	144	145	146	5 (3.5%)
公営企業	66	63	65	66	67	1 (▲1.5%)
計	207	208	209	211	213	6 (2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)30年度の総費用に 占める職員給与比率
元年度	千円 299,204	千円 13,528	千円 16,948	% 5.7	% 6.9

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 (B)	
元年度	人 2	千円 8,427	千円 1,824	千円 2,417	千円 12,668	千円 6,334

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
美瑛町	47.1 歳	374,400 円	527,838 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美 瑛 町			団 体 平 均		
1人当たり平均支給額（令和元年度）	1,208 千円		1人当たり平均支給額（令和元年度）	1,522 千円	
(年度支給割合)	期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.90 月分			
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
	・役職段階別加算	5～15%			
	・管理職加算	なし			

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

美 瑛 町			国		
勤続年数	自己都合	応募認定・定年	勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分	最高限度額	47.7090月分	47.709月分

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	329,926 円
支給職員1人あたり平均支給年額（平成30年度決算）	82,482 円
支給実績（令和元年度決算）	329,926 円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和元年度決算）	164,963 円

エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	支給実績 (令和元年度決算)	支給一人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000 円 ・子以外の扶養親族 6,500 円 ※特定期間にある子 1人 5,000 円加算 	同じ	558 千円	558 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃が月額 12,000 円を超える者に限る) 家賃の金額に応じて、27,000 円を限度に支給 ・自己所有住宅の場合 7,000 円 	異なる 自宅所有の場合なし	168 千円	168 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等利用者 片道 2 km 以上で距離に応じて支給 	同じ	0 千円	0 千円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長 52,000 円/月 ・参事 42,000 円/月 ・課長補佐職 32,000 円/月 	異なる 支給割合	504 千円	504 千円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主である職員 扶養家族のある職員 26,380 円 扶養家族のない職員 14,580 円 ・その他の職員 10,340 円 (ただし、寒冷地手当に関する経過措置あり。毎年 1 1 月から翌年 3 月までの間で支給)	同じ	264 千円	264 千円

※ 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間